

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。陳情第13号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から、特に御発言等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派に確認をさせていただきたいと思えます。

それでは、順次、確認をさせていただきます。自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 判断できます。

○もんま委員長 民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 判断できます。

○もんま委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○もんま委員長 日本共産党。

○石川委員 判断できます。

○もんま委員長 それでは、全会派判断できるという状況でございましたので、採択・不採択の判断について伺っていきたく思います。あわせて、判断理由も簡潔に述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず初めに、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 自民党・市民会議としての意見を述べたいと思えます。

沖縄は、我が国の周辺諸国との間に一定の距離を置いているという利点を有しているなど、安全保障上、極めて重要な位置にあり、東アジア地域の平和や安全の確保のために重要な役割を果たしています。我が国の外交、安全保障の基軸である日米同盟の抑止力の維持と、住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策と考えるため、今回の陳情については、願意に沿い難いと判断をさせていただきます。

○もんま委員長 続いて、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 陳情第13号について、結論から申し上げます。民主・市民連合といたしましては、会派で議論を重ねた結果、願意には沿えないと判断いたします。以下、簡単に理由を述べます。

過去にも同様の依頼が当該団体から提出されておりますが、陳情内容は、意見書の提出を求めることについてとなっており、会派としては、意見書はその時々判断に基づいて提出の是非を検討するものであり、今回の陳情のうち、沖縄の遺骨問題については既に意見書を出している状況です。そのほかの部分については、現段階で提出の必要性までの結論に会派で達しなかったという判断に

なります。

○もんま委員長 続きまして、公明党。

○高花委員 陳情第13号について、公明党としては、願意に沿い難く不採択とすべきと判断いたしました。以下、簡潔にその理由を申し上げます。

陳情者が言われている普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否かの議論については、理解できるところはあるものの、今日までの我が国の歴史とその背景、基地建設の経過を考えますと、難しい問題であるとも認識しております。世界で最も危険な基地と言われている普天間基地について、政府は、一日も早い移設が必要であるとの趣旨の説明をしていることから、基地周辺住民の安全確保の優先はもとより、政府においては、移設の理解が得られるよう一層誠実な対応と努力をすべきとも考えます。今、ロシアとウクライナの紛争を目の当たりにしている中での北朝鮮による弾道ミサイルの発射、さらに近年の中国の海洋進出など、日本国民の生命と安全が瞬時に危ぶまれる可能性があり、日米安全保障条約に基づけば、米軍基地は日本国民を守るために必要と考えます。

陳情では、代替施設を決める前に辺野古基地建設工事中止と普天間基地の運用停止を求めていることから、このたびの陳情第13号については願意に沿い難く、不採択とすべきと判断いたしました。

○もんま委員長 続きまして、日本共産党。

○石川委員 日本共産党は、陳情第13号について、願意に沿い難いと判断します。以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情事項1の(1)「沖縄での県民投票により示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止すること。殊に沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の尊厳を損なうものであり、認められるべきではない。」につきましては、全くそのとおりであると考えます。(2)の「国民が当事者意識を持ち、普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否かについて国民的議論を行う」という点も大事な提案だと思えます。しかし、(3)の「解決に向けた議論を経て、普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、沖縄以外の全国の全ての自治体をまずは等しく候補地とし」とありますが、私ども会派は、沖縄に必要なない基地は全国どこにも必要ないという考えであります。沖縄県平和委員会の大久保事務局長は、在沖縄米軍に長射程の高機動ロケット砲システムが配備され、本土での実弾演習にもこのロケット砲システムが使用されたと指摘しております。むしろ全国的な強化になっていると語ります。大久保さんは、オスプレイは、日米合意に反し、深夜、早朝の飛行を繰り返し、新たな訓練も強化されている、移転で基地問題が解決しないことは明らかだと強調します。

この3つの陳情事項は、1の「意見書を提出すること」にくくられているため、陳情第13号には賛成できかねます。

○もんま委員長 ただいま、それぞれ会派から意見を述べていただきました。不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第13号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○もんま委員長 御異議なしと認めます。よって、陳情第13号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○もんま委員長 それでは、そのように扱わせていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。令和4年第2回臨時会提出議案についてを議題とさせていただきます。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)について、順次、理事者から説明を願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、補正予算書4ページにありますように、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給費など6事業で、補正予算書3ページ及び4ページの下段にありますように、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4千1万1千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書3ページの事項別明細書、歳入にお示ししているもののうち、21款繰入金で5千224万円を追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○野崎総務部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

2件、いずれも庁用自動車による交通事故に関わるものでありまして、整理番号1は、昨年12月22日、市内住吉5条2丁目におきまして、庁用の救急自動車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を3万5千750円と定め、整理番号2は、昨年12月28日、市内南6条通20丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を3万1千809円と定め、それぞれ本年3月25日に専決処分をさせていただいたもので、いずれも市の過失割合は10%となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に委員の皆様から何か御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思います。

議案の説明に関わりまして出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構でございます。

次に、3、報告事項についてを議題とさせていただきます。

まず、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定について、旭川未来創造ポストの創設についての以上2件について、理事者から報告を願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンにつきまして、御報告申し上げます。

本日、そのビジョンをお配りしております。本ビジョンは、圏域における中長期的な将来像を示すとともに、連携市町がその実現に向けて連携して推進していく具体的な取組を推進するために策定するものでございます。

まず、これまでの経緯でございます。口頭になり申し訳ございませんが、御説明申し上げます。上川中部1市8町による連携中枢都市圏の形成に当たっては、今年の第4回定例会において、各町

との連携協約の締結について議決をいただき、本年1月12日に調印式を実施したところでございます。当該ビジョンにつきましては、各町及び各部局との協議とともに、有識者で構成するビジョン懇談会の意見を取り入れ、本年1月にビジョン案を決定し、総務常任委員会で報告させていただいたところでございます。その後、本年1月から2月にかけて実施した意見提出手続のほか、3月にはビジョン懇談会を開催するなど、市民の皆様から御意見をいただく場面を設けてきたところでございます。

1月に報告しましたビジョン案からの主な変更点についてでございますが、ビジョンの29ページを御覧ください。この29ページから70ページには、連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する具体的な取組を記載しております。今回の変更では、本市及び各町の令和4年度予算に基づき、事業費を記載しております。

このビジョンの期間は、令和4年度から令和8年度の5年間でございます。今後につきましては、ビジョンに掲げる取組を通じて圏域全体の活性化を図るとともに、毎年度、柔軟に内容を見直しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、新たな広聴事業でございます旭川未来創造ポストについて御報告申し上げます。

こちらも本日、資料をお配りしております。これまで、市民参加の推進を目的として、市政に対する意見等を募集する市長への手紙を実施してまいりましたが、事務の一部を見直し、新たに旭川未来創造ポストとして実施してまいりたいと考えております。

その内容でございますが、資料にありますように、まず、見直しの目的につきましては、名称を親しみやすくポジティブなものにするとともに、意見の受付を「アイデア」と「改善」に分けることで、市民が意見を提出する際の目的の明確化を図り、より積極的に意見を提出しやすい環境を整えることで、市政やまちづくりへの市民参加を推進していくものでございます。

次に、事業の概要であります。新事業におきましては、市政やまちづくりについての新しい提案やアイデアをアイデアポストで、また、市に対する苦情や要望、既存事業への意見等につきましては改善ポストにおいて募集してまいります。いずれも意見は必ず市長が読み、市政運営や業務見直しの参考とするという点では、これまでの事業と同様でございます。その対応の方法でございますが、寄せられた意見のうち、提案、アイデアにつきましては、担当部局において事業化等を検討し、検討結果を市長に報告した上で、随時、市民にも公表してまいります。一方、苦情、要望等の意見につきましては、各部において事業見直しや業務改善に努め、必要に応じて差出人に対し、電話、対面、文書により説明を行い、その対応状況を市長に報告した上で、主な意見とその対応について随時公表してまいります。これまでは、文書回答を基本としておりましたが、文書以外の方法も用いることで対応の迅速化を図るとともに、公表につきましても、速やかな公表に努めていきたいと考えております。

最後に、市民への周知方法やスケジュールでございますが、今後、実施要綱等を整備した上で、本年6月1日から新事業を開始することとし、市民には、広報誌5月号で事業の開始を告知した上で、広報誌6月号で事業の詳細を周知してまいりたいと考えております。なお、市民への周知期間として、6月末までは市長への手紙を引き続き受け付け、円滑な事業の移行に配慮してまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

続きまして、旭川市自転車活用推進計画の策定について、理事者から報告を願いたいと思います。

○三宅地域振興部長 このたび、旭川市自転車活用推進計画を策定いたしましたので、御報告させていただきます。

本計画の策定においては、市民意見を反映させるため、関係団体や公募市民で構成する旭川市自転車活用推進計画策定懇談会を計3回、市民アンケート調査、学生アンケート調査及び意見提出手続を実施し、また、国、北海道、北海道警察及び庁内関係部局等で構成する旭川市自転車ネットワーク計画整備推進会議を計6回開催し、検討を進めてまいりました。2月に開催された本常任委員会におきまして報告させていただいた素案に対する意見提出手続の実施結果を踏まえた計画案を策定した後、懇談会や推進会議において協議いただき、3月28日に策定したところでございます。

なお、両会議において、計画素案の内容の変更に至る御意見はなかったことから、2月に本常任委員会で報告させていただいた内容と同様となっております。

今後はこの計画に基づき、安全で快適な自転車利用の環境づくりに加え、健康増進や環境負荷の低減、地域特性や地域資源を生かしたサイクルスポーツ、またサイクルツーリズムの振興へつながる施策を展開し、自転車の活用を推進してまいります。

本日は概要版をお配りしておりますが、委員会終了後、全議員に本編を配付させていただきます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わりまして出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは次に、旭川市内部統制制度の導入について、理事者から報告を願いたいと思います。

○野崎総務部長 旭川市内部統制制度の導入につきまして、御報告を申し上げます。

お手元に、内部統制制度の概要についてというものと、旭川市内部統制基本方針と、2点の資料がありますので、こちらのほうも御覧いただきたいというふうに思います。

A3の大きな資料の上段の真ん中のほうを見ていただきたいんですが、令和2年4月1日に施行された改正地方自治法におきまして、内部統制制度導入の努力義務が課せられたところであります。内部統制制度とは、市民の信頼度が低下してしまうリスクの発生を抑えるため、事務処理に係るルールや仕組みが機能しているかを確認しながら、適正な事務執行を確保し、不適正な事務処理の再発防止を図る取組であります。本市ではこれまで、定期査察制度により、半年ごとに査察項目を決めて、各部局の事務処理が適正に行われているかを確認してまいりましたが、定期査察や定期監査等で過去に指摘され、改善された事例が、同一部局で再度指摘されたり、全庁的な共有がなかなか行われないうことで、他部局で同様の事例が指摘されるといったことが発生していたところであります。一方、この内部統制制度では、業務を進める上であらかじめ想定されるリスクを洗い出

して可視化し、評価することで、様々な行政サービス提供の支障となる事務処理上のリスクを把握して、これに対する見直しや改善を行うことを基本的な枠組みとしておりまして、定期査察と比べまして各課の業務に応じたリスクの管理が可能となるということから、定期査察制度に代えて新たにこの制度を導入することとしたところであります。

導入に当たりまして、昨年度には、各課が対応リスクの選定、対応策の策定及び自己評価などに取り組み、人事課コンプライアンス担当におきまして、12月に評価結果をまとめた報告書を監査事務局に提出し、2月に監査事務局から審査意見書を受領するといった試行も実施いたしまして、それを経て、市長と監査委員との意見交換を実施したところであります。

この制度は、今年度から全庁で運用を開始いたしますが、制度所管課等による庁内検討委員会での検討や、監査委員の意見を踏まえまして、別添のA4の資料になりますが、4月1日付で旭川市内部統制基本方針を策定、公表したところでありまして、市長を最高責任者として、各部局が業務に係るリスクを管理し、毎年度、評価結果について、監査委員の審査意見を付して市議会のほうにも提出、公表をさせていただくという流れになっております。また、制度を導入し、PDCAサイクルでこれを運用していくということで、継続的に対応策の見直しや事務処理の改善など、事務処理誤りの再発の防止を図り、その発生の抑制を目指してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

○石川委員 ただいま内部統制制度の導入について報告がありましたので、少しだけ質問させていただきます。

ここにあります推進部局の内部統制推進委員会、これはまずどういったメンバーで構成されているのでしょうか。

○織田総務部人事課コンプライアンス担当課長 内部統制制度の導入に当たり、リスクの選定方法や試行実施の方法などについて検討するため、契約や補助金などの庁内の各種制度を所管する課や、部の庶務担当課、市長部局以外の執行機関の庶務担当課、その他、事務改善や事務適正化を担当する部局の係長など、12名で構成いたします庁内検討委員会を令和2年度に設置したところでございます。令和4年度からは、制度所管課の課長等で構成します推進委員会を設置しまして、内部統制制度を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○石川委員 委員の名簿を見せていただきました。総務部のほかに、市民生活部、学校教育部、上下水道部、市立病院、監査事務局の職員もメンバーに入っていますね。

そこで、令和3年度に試行実施をしたとのことでしたが、具体的にはどういったことを行ったのでしょうか。

○織田総務部人事課コンプライアンス担当課長 試行につきましては、各課における作業の流れですとか運用上の課題を確認するといったことを目的に、全庁各課によるリスクの選定ですとか対応策の策定、また自己評価並びに人事課コンプライアンス担当による評価、それらの結果などをまとめた報告書の作成、監査事務局による審査など、内部統制に関わります一連の作業を行ったところでございます。

○石川委員 評価報告書も読ませていただきました。人間だからミスをするということのは確かにあるんですけども、現金等管理の不備として、金券額及び受け払い状況について、毎日、業務終

了後に複数の職員が確認すべきところ、定期的には複数職員で確認していたが、毎日確認してはいなかったケースなど、防げるミスもありますし、一度に複数の通知書を送る際に、複数の職員で作業を行ったところ、かえって混乱が生じてミスが起りやすいといった、何なんだろうというようなミスもございました。個人情報の漏えい、紛失については、もっと慎重に取り扱っていただきたいというふうに思います。農業委員会事務局においては不備は見受けられなかったとありますが、能登谷議員が経済文教常任委員会で指摘しましたように、個人で補填したために表には表れない、こういったミスもあると思うんですね。

各部局に調査を依頼するには、それなりに手間ですとか時間がかかると思うんですが、この効果についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

○織田総務部人事課コンプライアンス担当課長 内部統制の導入効果についてでございますが、これまで実施してまいりました定期査察では、人事課コンプライアンス担当において全庁に共通する査察項目といったものを決めておりましたが、その査察項目がそれぞれの課の業務に該当しないという部署があったり、また、最も重要なリスクでないといったようなことがございました。

本制度の導入によりまして、事務処理誤りをゼロにするということは難しいところでございますけれども、各課における重要リスクに対応するということが、発生可能性ですとか影響度の大きいハイリスクを縮減していくといったことができるものというふうに考えてございます。

○石川委員 内部統制制度の導入は努力義務だというふうに思うのですが、旭川市で導入しようとした理由をお示しいただきたいと思います。また、ほかの自治体での導入状況も分かれば教えていただきたいと思います。

○織田総務部人事課コンプライアンス担当課長 内部統制制度の導入理由についてでございますが、令和2年4月に改正地方自治法が施行されまして、導入が努力義務となったことのほかに、これまで定期査察や定期監査で様々な指摘や指示があって、過去に指摘され改善された事例が同一部局で再度指摘されたり、また、全庁的な共有が不十分であったことにより、他部局で同様の事例を指摘されるといったことが発生していましたことから、より効果的、効率的な事務処理の管理を行い、再発を防止する仕組みを構築する必要があると考えたためでございます。

また、道内他自治体の導入状況につきましては、道内全てを把握しているわけではございませんけれども、改正地方自治法により義務となっている北海道や札幌市のほか、恵庭市と岩見沢市が導入しているというふうに把握してございます。

○石川委員 努力義務といったことに対して、旭川市は事のよしあしはともかく、取組が早いなどということは常々考えております。

そこで、最後の質問になるんですけれども、民間企業と異なって、地方公共団体の事務が適正に行われることを確保するためには、議会による審議ですとか監査委員による監査、あるいは住民監査請求、住民訴訟、包括外部監査など、様々なチェック機能がありますよね。こうした下で、内部統制制度を導入することにより、どういった点を目指すのか、お示しいただきたいと思います。

○野崎総務部長 今の委員の御指摘のとおり、地方自治法上も外部からの目ということで、様々なチェック機能が整備されているところでありますが、市政の信頼を確保する上では、まず、自ら事務処理誤りを減らしていく取組を継続していくということが最も必要なことではないかというふうに考えておりまして、本市では今まで、先ほども御説明申し上げましたように、業務査察規程など

で事務処理の適正な管理というものを行ってきたところであります。

今般、地方自治法上は努力義務ということではありますが、内部統制制度ということで、各課がそれぞれの業務において、自分のところではこういうところの業務があんまりないから、あんまりそういうところは見なくていいよとか、定期査察ではどうしても一律になってしまう部分について、濃淡をつけられるような形で内部統制をやっていきたいということで、発生可能性でありますとか影響度に応じたリスクを各課で主体的に考え、対応策を実施していくというPDCAサイクルになりますので、この制度導入によりまして、事務処理誤り防止に対する職員の意識の醸成につなげていきたいというふうに考えているところであります。また、リスクや対応策の検討、対応策の実施、結果の評価や、その後、監査委員の審査、議会報告、事務処理の改善といった一連の流れをPDCAサイクルで運用するというので、今まで以上に事務処理誤りの再発防止や発生の抑制というのを目指してまいりたいというふうに考えております。

○石川委員 内部統制制度なんですけれども、導入されたばかりなので、今後を見守りたいということをお願いしまして、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

○もんま委員長 他に、委員の皆様から御発言等ございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わりまして出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

では、次に進めさせていただきます。総合庁舎建替新築工事の進捗状況について、理事者から報告を願いたいと思います。

○田村総務部庁舎建設担当部長 総合庁舎建替新築工事の進捗状況について、御報告いたします。資料を御覧ください。昨年度の工事の様子をまとめております。

令和2年度に地下部分の工事を進めまして、令和3年度は、4月にタワークレーンを設置しまして、地上部の建築工事が本格化いたしました。低層階から順次、鉄骨の組立てを進め、並行しまして、床の鉄筋組立てとコンクリート打設も行ってきました。鉄骨の組立て作業は順調に進みまして、11月上旬には、新型コロナウイルス感染症の対策もありまして工事関係者のみの参加ではありましたが、上棟式を実施しました。なお、床コンクリート打設工事は、現在8階部分まで終了しております。また、鉄骨が組み上がっていくに従いまして、現場で使用する資材を高層階まで運搬する必要があるため、9月下旬に工事用エレベーターを設置しております。鉄骨の組立てが終了いたしました11月からは、2、3階の外壁とアルミサッシの取付工事を行った後、1月末から3月中旬まで冬期休工に入っておりますが、3月14日から工事を再開しております。

令和3年度の工事につきましては、おおむね予定どおりに進めることができ、全体の進捗状況としましては、令和3年度末で約40%となっているところであります。

資料の裏面を御覧ください。今後の工事工程の概要についてお示ししております。今年度は、高層階の床のコンクリート打設を行った後、屋上の防水工事に取りかかり、並行して、低層階から引き続き外装工事を進め、外装工事が終了した階から、順次、内装工事や建具工事等、内部の工事に取り組んでまいります。タワークレーンを使用する外装工事は8月中に終え、その後、タワークレーン横に解体用のクレーンを設置いたしまして、9月中には、タワークレーンの本体の解体を終了する予定であります。

なお、表の最下段にお示ししております変更設計につきましては、現在、契約手続を進めておりました、5月から11月の期間での業務実施を予定しております。

今年度の上半期で外装工事が終了し、新庁舎の外観部分が完成いたします。下半期は内部の工事になるため、今年度の冬期休工は行わず、令和5年8月の竣工を目指しまして工事を進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

〇もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇もんま委員長 なければ、この件に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、CDOの配置について、旭川市公共施設等総合管理計画の改訂についての以上2件について、理事者から報告を願いたいと思います。

〇片岡総務部デザイン行政改革担当部長 まず、CDOの配置について御報告いたします。資料はございませんので口頭での報告になります。

本市では、国の自治体DX推進計画を踏まえまして、旭川市デジタル化推進方針などに基づき、これまでもDXを推進しているところでございます。特に、令和5年度の新庁舎移転や、システム最適化への移行等を見据えまして、これまで以上に市民のニーズや行動に着目したデザイン思考を持ち、組織や担当を横断して、行政サービスの向上、また、業務改善やDXを進めていくこととなります。また、同時に、高い専門性とスピード感も求められますことから、4月から、CDO、最高デジタル責任者を配置いたします。

配置となるCDOを御紹介いたします。旭川市CDOは、森本登志男氏、59歳の方です。主な御経歴ですけれども、平成7年、マイクロソフトに入社後、幹部職を歴任、平成19年に総務省地域情報化アドバイザーに就任の後、平成23年から5年間、佐賀県のCIO、最高情報統括監を務められました。その後、内閣府公共サービスイノベーション・プラットフォームの外部有識者委員、総務省テレワークマネージャー、岡山県の情報発信担当の特命参与、令和元年には、G20の観光大臣会合でのモデレーターなどを歴任されております。現在は、キャリアシフト株式会社代表取締役であり、全国の自治体デジタル化推進の第一線で御活躍をされております。最近では、経済産業省産業振興課が令和2年、3年度に委託しましたIT導入促進支援事業で、市内の企業の研修講師を務められ、地域の情報化にも御支援をいただいております。令和3年12月には、神奈川県横浜市会のデジタル化推進特別委員会で、自治体におけるDXの推進についてという講演もされているところでございます。また、月刊誌日経グローバルに「DXで解決！地方の課題」という連載をお持ちですので、御存じの方もいるかというふうに思います。

このようにグローバルなIT企業をはじめ、国、県など、官民両方の御立場で、デザイン思考に基づくDXの推進について、豊かな御経験、専門的知見と実績をお持ちの方です。

配置の形態についてです。森本CDOが代表取締役を務めるキャリアシフト株式会社との業務委託とし、配置期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。常勤ではありませんが、本庁6階の総務部に籍を置き、毎月数日間、旭川で勤務をしていただき、その他はオンライン会議ですとかビジネスチャットなども有効に活用していきたいというふうに考えております。

このCDOの役割についてなんですけれども、市長、副市長と協議しながら、本市のDX推進を統括していただくこと、中でも特に、戦略立案、課題解決の提示、プロジェクト管理などを行っていただくこととなります。各部がCDOと協議を重ねながら、小さな改善であっても着実に積み上げることで、全庁のデザイン思考に基づく事業成果につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、旭川市公共施設等総合管理計画の改訂につきまして、御報告申し上げます。

2月16日の本委員会におきまして、旭川市公共施設等総合管理計画の改訂版の案に関する意見提出手続の結果について御報告いたしました。その後、いただきました御意見を踏まえまして、必要な見直しを加えまして、3月31日付で策定したところでございます。

お手元に配付してあります資料、旭川市公共施設等総合管理計画の見直しについてという資料を御覧ください。

改訂のポイントですが、改訂に当たりましては、施設情報などのデータの更新に伴う修正・追加のほか、国の改訂指針等で示された項目を追加しております。基本方針については、公共施設を取り巻く現状に大きな変化というものは現時点ではないことから、変更なしとしております。基本項目については、施設保有量の最適化など、右側にあります基本方針の4つの項目を基に取りまとめております。

次に、項目ごとの見直しの概要についてを御覧ください。第1章、計画についてと、第2章、旭川市の現状と将来の見通しについては、人口や財政状況、公共施設等の現状を時点更新しまして、国の改訂指針等を踏まえた見直しとなっております。

資料の1枚目の裏面になります。中長期の経費の見込みについてを御覧ください。これは、試算の対象と範囲を見直しまして、単純に更新した場合と、長寿命化対策を実施した場合についての試算をしております。この試算の結果は、資料の左側のグラフのとおりでございます。単純に更新した場合は年間458億円、長寿命化対策を実施した場合は年間316億円であるのに対しまして、現投資額は年間226億円となっております。現在ある施設を維持していくには、今の約1.4倍の経費が必要であるという結果となります。

次に、資料の第3章、公共施設マネジメントのPDCAマネジメントサイクルを御覧ください。見直し前の計画では、目標値というのを設定してはおりませんでした。今回の改訂で、施設総量に関する目標として、公共建築物の保有延べ床面積について削減目標を設定いたしました。目標値は、平成31年2月に策定しました第1期アクションプログラム施設再編計画の内容を踏まえまして、計画の最終年度である令和21年度までに保有延べ床面積を約10万平方メートル削減としております。

その他、資料編として、基本方針ごとの取組実績と計画見直しに係る経過を掲載しております。

今後も、本計画に基づきまして、施設保有量の最適化など、基本方針に沿った取組を推進してまいります。また、適宜、各取組状況については報告させていただきたいというふうに考えております。

報告は以上です。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございませんか。

○石川委員 ただいま報告がありました公共施設等総合管理計画の改訂について、質疑させていた

だきます。

この点につきましては昨年の11月にも質問いたしました、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施したことと思います。パブリックコメントは、何人から何件の意見が寄せられたのか、また、パブリックコメントを経て変更した部分はあるのかについて、お示しいただきたいと思います。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 今回の計画改訂に当たりましては、昨年11月19日から12月20日までの約1か月間、意見提出手続を実施いたしまして、1団体を含む計36名の方から合計47件の御意見をいただきました。御意見としては、財源確保、公共施設の削減、中長期的な経費の見込み、本計画と総合計画の関係性など、計画の内容に関するもののほか、個別施設の移転、統合、廃止に係る提案もございました。

いただいた御意見を踏まえまして、計画の資料編に、本計画と総合計画の関連について追記したところでございます。

○石川委員 パブリックコメントに寄せられた意見を反映して、資料編に上位計画である第8次総合計画との関連を載せたということについては評価いたしたいと思います。

施設の複合化の事例といたしまして、西神楽市民交流センターが載っております。この交流センターに公民館機能を残したことは評価したいと思います。この西神楽市民交流センター以外に複合化したという事例はあるのでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 令和4年4月1日現在、本市における複合施設は24施設ございまして、施設の機能としては、支所、公民館、図書館、地域包括支援センターなど、多岐にわたっております。

複合施設のうち、平成28年2月に当初の本計画を策定した後に整備したものとしては、令和2年度に、支所、公民館、農業構造改善センターの複合施設としてリニューアルオープンした西神楽市民交流センターのほか、平成30年度には、旭川小学校の校舎建て替えに伴い旭川中学校と複合化しており、令和元年度には、地域活動センター、地域包括支援センター、消防署出張所の複合施設である緑が丘地域活動センターが整備されております。

○石川委員 今、答弁にありました緑が丘地域活動センター、グリーンパルなんですけれども、このグリーンパルというのは、そもそも地域包括支援センターですとか消防署も合わせて建設する予定だったので、施設の複合化というのとはちょっと意味合いが違うかなというふうに感じております。

本編のほうの46ページの下の方ですね、施設情報の一元管理については、たしかこの計画策定時にも全く同じ図が載っていたと思うんですけども、公共施設マネジメント導入後に、各部局が所管する施設情報を一元管理することですが、この一元管理について、その体制は取られているものなのでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 公共施設のうち、公共建築物につきましては、建物性能、利用状況、維持・運営コストを中心に基礎データを取りまとめた公共施設カルテを作成しているほか、それらの情報を基に、今後の公共建築物の在り方を考えるための視点として、用途別や地域別に公共施設の設置状況をまとめ、公共施設白書を作成し、現状や課題の整理、共有化に努めております。

また、施設の保全、更新につきましては、本計画の具体的な取組内容を整理した第1期アクション

ンプログラムに基づき、一定規模の公共建築物を対象に施設保全計画表として集約し、屋根や外壁など、建物の長寿命化や安全性、機能の維持に不可欠な部位について、現状、更新計画の把握、管理に努めております。

今後も継続して保有する施設につきましては、現時点では、全面的な実施に向けて課題はあるものの、施設保全計画表の調査結果に基づいて、壊れてから直す従来型の事後保全に代えて、部材等の耐用年数に応じて計画的に改修等を行う予防保全を順次導入し、施設の長寿命化や財政負担の平準化につなげてまいりたいと考えております。

○石川委員 今回の答弁にあった予防保全というのは分かるんですけども、私が聞いているのはそういうことではなくて、この図を見ると、公共施設マネジメント導入前は、それぞれの各部による縦割りですよね。それが、導入後は、横断的に一元管理を行おうとしている、そういうふうに取り扱われるんですけども、この横の連携といいますか、横断的な管理というのは実際に行われているものなのでしょうか。

○片岡総務部デザイン行政改革担当部長 このマネジメントサイクルの構築をした後、例えば、予算編成の前に公共施設等のいろいろな調査がありますが、その中に、私たち公共施設マネジメント課が実際に入って、ヒアリングの段階から現場の意見とか課題点を共有する、また、その課題点を持って、全庁的にどうなのかとか、財政的なこと、それから公共施設のマネジメントですとか、それが地域にとってどうなのかというのは、関係部局が集まって、適宜、協議をしながら、各部署で持ち帰り、しっかりその部分を整理しながら進めてきているというような進め方をしてきております。

○石川委員 分かりました。

私どもの会派は、むやみに延べ床面積の縮減はするべきではないという立場に立っております。しかし、今後、少子高齢化が進む中、将来世代に負担を残すわけにはいきません。市長公約を見ますと、パークゴルフ、日本ハムファイターズともに使用可能な室内練習場の建設ですとか、公認プールの設置ですとか、これで大丈夫なのか、果たして市長は、公共施設等総合管理計画を理解しているのかしらと心配になってきます。

今後、具体的にどの施設で延べ床面積の縮減を予定しているのでしょうか。

○門脇総務部公共施設マネジメント課長 公共建築物の保有延べ床面積の削減目標につきましては、第1期アクションプログラム施設再編計画の内容を踏まえたものでありまして、具体的には、各施設の施設評価に基づき、施設再編計画の策定時に用途廃止済みの施設のほか、今後、用途廃止を含めて検討する予定の施設、今後の取組状況を踏まえ、建て替えによらない手法での対応を検討する施設などを積み上げ、令和21年度までに約10万平方メートルを削減目標としたところでございます。削減の主な内容としては、学校施設で約4万5千平方メートル、用途廃止を含むその他の施設で約3万8千平方メートルなどとなっております。廃校校舎をはじめとする用途廃止施設につきましては、跡利用が決まらないため解体されずに建物がそのまま残っているものもありますことから、建物を含めた利活用の促進に向けた検討が必要と考えております。

○石川委員 学校の統廃合については、慎重に取り組むべき課題であると思っておりますし、また、用途廃止を含むその他の施設ということは、学校の跡地が含まれていると思うんですよね。これもなかなか難しいというふうに考えます。私どもは、この延べ床面積の削減目標8%は高過ぎるのではな

いか、そのことについても指摘してまいりました。

先ほどの西神楽市民交流センターについては、担当職員が何度も西神楽に足を運んで、地域住民と合意形成を図ってきたということも聞いております。現在、東旭川の学校給食センターですとかグリーンパルができて、一時的とはいえ、延べ床面積が計画策定時よりも増えていますよね。今後、市民文化会館がどうなるか分かりませんが、これが建て替えというふうになれば、また間違いなく施設が増えますよね。ごみ処理施設についても、最終処分場の建設候補地が春志内というふうに示されましたけれども、芳野や中園の処分場がなくなるわけではないですよ。

今後増えていく施設も含めて、総合的な検討というのは行われているのでしょうか。

○片岡総務部デザイン行政改革担当部長 今後増えていくであろうごみ処理施設、その他の施設につきましても、しっかり確認をしていくことと、あと、今後、将来に向けてどのように公共施設を整理していくのかということに関係部局と協議しながら、しっかり進めていきたいというふうに考えています。

○石川委員 どの程度の検討が進んでいるのか、ちょっと分からなかったんですけども、最後の質問にしますね。私も会派は、民間委託ありきということについては反対の立場なんですけれども、行政改革の目的というのは行政のスリム化だというふうに思います。行政改革担当部長が、この4月からデザイン行政改革担当部長となりましたよね。これは恐らく、並々ならぬ決意があつてのことだと思うのですよ。「デザイン」がつくことによって、何がどのように変わるのか、この「デザイン」という文字に込めた思いを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○片岡総務部デザイン行政改革担当部長 デザインには、課題の解決ですとか新たな価値の創造をもたらす力というのがあるというふうに考えておまして、本市の豊かな魅力ですとか、まちづくりとか、それこそ公共施設マネジメントを含めた持続可能な地域社会、こういうものを実現するために、職員には今後、デザインの視点というのが求められてくるのではないかと考えています。

このように、デザイン思考に基づきまして市民目線でのサービスの向上というのを促進するためには、まず、デザインということを起点とした政策を進めていくという意識を、私たち職員一人一人が持った組織風土をつくるというのがやっぱり必要であるというふうに考えております。本市では、これまでもDX、業務改善、それからいろんな見直しというのを進めてきているところでありまして、今年度はCDOを設置することで、今まで以上に市民のニーズですとか行動に着目して、デザイン思考を持って、それこそ先ほどの一元管理もあるんですけども、今までは、組織ですとか担当とかというのをもしかしたら縦割りで判断していたのかもしれませんが、そうではなくて、組織や担当を横断して、本当に市民のためにどういうものがあるのか、どういうふうに見直していったらいいのかというような業務改善ですとか、デジタルトランスフォーメーションを進めていきたいというふうに考えております。

また、今回、旭川市の事務分掌条例の施行規則においても、行政改革課の事務分掌を一部改正しまして、デザイン思考に基づく行財政改革の推進及び調整に関することというふうに改正したところです。今後の取組としましては、まず、行政改革課と情報政策課の連携というのもより強固なものにしまして、各部の職員がそれぞれ市民の立場に立った業務改善ですとか見直しを進めていけるように、そしてそこにはデザイン思考による行政サービスの向上を意識できるようなデザイン行政

改革という考え方、そういう概念というものを新しく提示して、浸透させていきたいなというふう
に考えているところです。

○石川委員 以上で質疑を終えます。

○もんま委員長 他に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わりまして出席していただいている理事者につきましては、
退席していただいて結構でございます。

それでは次に進めさせていただきます。第11次旭川市交通安全計画の策定について、理事者か
ら報告を願いたいと思います。

○河端防災安全部長 第11次旭川市交通安全計画の策定につきまして、御報告申し上げます。

本計画は、第10次交通安全計画が令和3年度をもって終了することから、令和4年度から令和
8年度までの5年間を計画期間とするものでございます。

本計画の策定に当たりましては、これまで、総務常任委員会において、その都度御報告をさせて
いただいておりますが、昨年11月に計画の素案を取りまとめ、昨年12月20日から本年1月3
1日までの期間、意見提出手続を行い、2月21日の旭川市交通安全対策会議における最終的な審
議を経て、決定したものでございます。

計画の素案からの主な修正内容としましては、令和2年中の交通事故発生件数等の数値を令和3
年中の数値に改め、それらを踏まえた文言整理などを行っております。

今後は、本計画に基づきまして、関係機関・団体等と連携し、市民の理解と協力を得ながら、交
通事故のない安全で安心な社会の実現を目指してまいります。

本日、概要版を配付しておりますが、本委員会終了後、全議員に計画書をお配りする予定でござ
います。

報告は以上です。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で予定をしておりました議事は全て終了いたしました。その他、
委員の皆様から御発言等、再度ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午後2時08分